

令和元年度版

税務ハンドブック

★改正税法のあらまし
★国税★地方税★その他

宮口定雄 編
税理士 杉田宗久 著



■所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	—
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円から	45%	4,796,000円

- 復興特別所得税
基準所得税額×2.1%
- 個人住民税
課税される所得金額×10%
- 個人事業税
第1種（5%）
第2種（4%）
第3種（5%（一部3%））

■給与所得の速算表

給与等の収入金額（A）	令和元年分所得税		令和2年分以降所得税			
	割合	控除額	一般		子育て・介護世帯	
			割合	控除額	割合	控除額
162.5万円以下	100%	65万円	100%	55万円	100%	55万円
162.5万円超 180万円以下	60%	0	60%	△10万円	60%	△10万円
180万円超 360万円以下	70%	18万円	70%	8万円	70%	8万円
360万円超 660万円以下	80%	54万円	80%	44万円	80%	44万円
660万円超 850万円以下	90%	120万円	90%	110万円	90%	110万円
850万円超 1,000万円以下			100%	195万円		
1,000万円超	100%	220万円	100%	210万円	100%	210万円

■令和元年分所得税の公的年金等に係る雑所得の速算表

※令和2年分以降は、P.147参照

年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額
昭30・1・2以後生	130万円未満	100%	70万円	昭30・1・1以前生	330万円未満	100%	120万円
	130万円以上 410万円未満	75%	37.5万円		330万円以上 410万円未満	75%	37.5万円
	410万円以上 770万円未満	85%	78.5万円		410万円以上 770万円未満	85%	78.5万円
	770万円以上	95%	155.5万円		770万円以上	95%	155.5万円

※年齢が65歳以上であるかどうかは、その年の12月31日（その者が年の途中で死亡又は出国した場合には、その死亡又は出国の日）の年齢によります。

■長期譲渡所得（土地・建物等）

一般	所得税	15%
	道府県民税	2%
	市町村民税	3%
優良住宅地		2,000万円以下 2,000万円超
	所得税	10% 15%
	住民税	4% 5%
居住用財産		6,000万円以下 6,000万円超
	所得税	10% 15%
	住民税	4% 5%

■短期譲渡所得（土地・建物等）

	一般	国等への譲渡
所得税	30%	15%
住民税	9%	5%

まえがき

令和元年度税制改正においては、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。

さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し、個人事業者の事業承継に対する支援、中堅・中小企業による設備投資等の支援などの措置が行われました。

ところで、「税務ハンドブック」は、税理士宮口定雄先生がご自身の業務処理に役立てるために、常に携行できるようにと税務のポイントや資料をまとめて作っておられたノートがコントロール社高木正氏の目にとまったことがきっかけで、昭和49年から毎年発刊されるようになりました。その内容は、宮口先生が公認会計士川瀬正彦事務所に勤務されていた頃から少しずつ書き留めたもので、各種の税目をカバーしつつ、詳細に記されている手引書や法令集などを見ずとも外出先などで重要な項目の確認をすることが出来るようになっていきます。過去の税務ハンドブックには、「毎年の税制改正項目等を織り込み、日頃から税務・経理処理の仕事に携わっておられる方々の参考に供するために、税法のうち実務上利用頻度の高い項目を抽出し、その取扱いと関連法令などを記して全て表組みにしています。本書は、詳細な税法の解説を目的にしたものではありませんので、ご利用に当たっては法令集等と併用していただきたいと思います。」と記されています。大事なことを少しでも多く、かつ、コンパクトにして一冊の本にまとめ、いつも鞆の中に入れておいて下さいとの願いを込めて、毎年々々一生懸命に改訂にあたっておられました。

最近では、大手出版社や大規模税理士法人などから類似書が出版されていますが、これは本書の利便性などが評価されていることの証左でもあると思います。

残念ながら、宮口先生ご自身による改訂作業は平成26年度版をもって最後となりました。平成27年度以後の改訂については、読者各位から今までにお寄せ頂いたご意見等を参考とさせていただきます。今後とも、読者諸兄からのご指導をもとに、本書をますます有益なもの・利用しやすいものに改訂していく覚悟でございますので、今後とも従前同様のご教示をいただきますよう心からお願いいたします。

なお、本書は平成31年4月10日現在の法令によっています。

税理士 杉田 宗久

目次

令和元年度版 税務ハンドブック

■月別税務日程表	8
----------	---

令和元年度税制改正の主要なポイント

国税関係・法人税・所得税・相続税・贈与税・その他の国税	12
地方税関係	24

税理士への損害賠償の主な事例

	25
--	----

国税関係

国税の通則等に関する事項

■国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税	27
●延滞税の計算方法	30
●日数速算表	31
■更正の請求・更正決定等の期間制限・国税の調査・不服申立制度	32
■課税標準・税額等の端数計算	35

法人税

■法人設立の場合の届出等	36
■法人税の主な申請・届出等	37
■企業会計の利益と税法上の利益（所得金額）	38
■受取配当等の益金不算入	40
■資産の評価益・受贈益・還付金等	42
■外貨建取引の換算等	43
■有価証券の譲渡損益の額の計算等	44
○上場有価証券の評価損の損金算入要件	45
■棚卸資産	47
■減価償却資産と償却費の計算	50
●資本的支出と修繕費の区分判定	51
■減価償却資産の取得価額	55
●機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 [別表第一] (抜粋)	57
●機械及び装置の耐用年数表 [別表第二]	62
●無形減価償却資産の耐用年数表 [別表第三] (抜粋)	64
●生物の耐用年数表 [別表第四]	64
●公害防止用減価償却資産の耐用年数表 [別表第五]	65
●開発研究用減価償却資産の耐用年数表 [別表第六] (抜粋)	65
●平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産の残存割合表 [別表第七]	65
■減価償却資産の償却率表 (別表第七・八・九・十)	66
■主な特別償却制度	68
■リース取引	70
■繰延資産の償却額	72
■役員の給与	73
○役員給与の損金算入範囲等	74
■過大な使用人給与等	74
■経済的な利益と給与	75
■租税公課・不正経費等の損金不算入	76
■租税公課の損金算入時期	76
■交際費等	77
■使途秘匿金	77

改正

国税通則

法人税

所得税

消費税

相続贈与税

その他の国税

地方税関係

源泉税額表

社会保険料

■寄附金	78
■貸倒損失・引当金	79
1 貸倒損失	79
2 貸倒引当金	79
3 返品調整引当金	81
■返品債権特別勘定	82
■圧縮記帳	83
■その他の経費（ゴルフクラブ等の入会金等・海外渡航費）	86
■法人契約の生命保険に係る取扱い	87
■消費税等に係る会計処理	89
■グループ法人税制	90
■繰越欠損金の損金算入	91
■欠損金の繰戻し還付制度	93
■適用額明細書の添付が必要となる主な特別措置一覧表（抜粋）	94
■特定同族会社と留保金課税	95
■法人の税率表	96
■税額控除	97

所得税

■所得税の主な申請・届出等	104
■新規開業等の場合の届出等	105
■所得の種類と所得金額	106
■主な非課税所得と免税所得	107
■所得税の確定申告	109
■各種所得金額の計算	110
1 利子所得	110
2 配当所得	111
3 不動産所得	113
4 事業所得	114
●医師の社会保険診療報酬の特例	115
●事業所得と給与所得の区分	115
5 給与所得	116
●給与所得者の特定支出	117
●給与所得の範囲	119
●社宅家賃（月額）の計算一覧	121
6 退職所得	122
○退職金等の受給と課税の関係	122
7 山林所得	123
8 譲渡所得	124
●株式等に係る譲渡所得等	126
●株式等の取得価額の計算（原則）	129
●NISA（少額投資非課税制度）の概略	133
●国外転出をする場合の譲渡所得等の特例	134
●低額譲渡の課税関係	135
●土地・建物等の課税の特例	136
●土地等譲渡所得チャート	140
●譲渡所得の主な特例等の添付書類	141
○居住用財産売却の特例チャート	142

● 補償金の区分と税務上の取扱い	143
● 資産の取得日の判定	144
● 譲渡損益の相殺順序	146
● 特別控除の適用順位	146
9 一時所得・10雑所得（公的年金等）	147
● 一時所得と雑所得の具体例	148
■ 主な年金等の課税関係	149
■ 損益の通算	151
■ 損失の繰越し、繰戻し	153
■ 令和元年分の所得控除一覧表	154
● 医療費に該当するもの・医療費に該当しないもの	155
● 介護保険制度と医療費控除	155
○ 配偶者控除・配偶者特別控除早見表	158
● 令和元年分の扶養控除の態様別適用一覧	162
■ 平成27年分以後の所得税額速算表	163
■ 復興特別所得税	163
■ 平均課税	163
■ 税額控除一覧表	164
○ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除〔適用年度区分表〕	167
■ 所得税額の計算関係図（令和元年分）	173
■ 確定申告書及び税額計算書の使用区分判定表	174
■ 申告書・申告書付表と主な税額計算書	175
■ 国外財産調書・財産債務調書	176
■ 居住者に対して支払う報酬・料金等の源泉徴収	178
■ 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収	179
■ 予定納税	180

消費税

■ 課税対象	181
[主な不課税取引]	183
■ 非課税取引	184
■ 輸出免税	188
■ 納税義務者と納税義務の免除の特例	189
○ 納税義務の判定	189
■ 資産の譲渡等の時期	192
■ 課税期間・納税地	193
■ 課税標準	194
■ 課税仕入れに係る消費税額	195
■ 仕入税額控除等	196
1. 仕入れに係る控除税額の計算	196
2. 仕入税額の按分計算	196
(1) 個別対応方式	196
(2) 一括比例配分方式	197
(3) 課税売上割合	197
3. 適用要件	198
4. 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	199
5. 棚卸資産に係る消費税額の調整	199
6. 調整対象固定資産の調整	199

7. 転用	200
■貸倒れに係る消費税額の控除	200
■売上げに係る対価の返還等をした場合	200
■簡易課税制度（中小事業者の仕入れに係る税額の控除の特例）	201
■事業区分のフローチャート	201
■軽減税率制度（令和元年10月1日から実施）	202
1. 税率	202
2. 経過措置	202
3. 軽減税率の対象品目	203
4. 区分記載請求書等保存方式	204
5. 中小事業者の税額計算の特例	205
6. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）	207
■申告・納付	209
○申告期限と納期限一覧	209
■消費税申告書・届出書等一覧表（抜粋）	210

相続税・贈与税・その他の国税

■相続税	212
●（参考）民法における相続に関する規定	221
●親族表	222
■贈与税	223
■生命保険金等を受け取った場合の課税関係	227
■相続時精算課税	229
■教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税	231
■結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税	232
■事業承継税制	233
●非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度	233
●非上場株式等についての相続税の納税猶予制度	234
●特例事業承継税制	236
■財産評価	237
○土地評価の補正率表	237
●取引相場のない株式の評価上の区分と評価方式の判定	246
●株式評価方式	247
●ゴルフ会員権の評価	247
■印紙税	248
●印紙税の課税物件表	248
■登録免許税	251
1. 不動産登記関係	251
2. 会社の商業登記（主なもの）	252
3. 工業所有権の登録	252
4. 個人の商業登記	253
5. 人の資格の登録等	253

地方税関係

■課税標準・税額等の端数計算	254
■住民税	255
①法人の住民税	255
●法人市町村民税・道府県民税の税率	255

②個人の住民税	256
(1)市町村民税・道府県民税均等割（標準税率）	256
(2)個人住民税（道府県民税・市町村民税）所得割税速算表	256
●人的控除額の所得税と個人住民税の差	256
(3)分離課税等に係る個人住民税の税率割合等	257
■事業税	258
①個人事業税	258
②法人事業税	259
●特別法人事業税及び特別法人事業譲与税	260
■不動産取得税	263
■固定資産税（償却資産税）・都市計画税	264
■事業所税	267
■その他の主な地方税（地方消費税・ゴルフ場利用税）	269
■自動車関係税（主なもの）	270
●付録	
・給与所得の源泉徴収税額表（月額表）抜粋（令和元年分）	273
・賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 抜粋（令和元年分）	276
・給与所得の源泉徴収税額表（月額表）抜粋（令和2年分）	277
・賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 抜粋（令和2年分）	280
・厚生年金保険料額表（平成29年9月分（10月納付分）～）	282
・全国健康保険料率表（平成31年3月分（4月納付分）から適用）	283
・健康保険の標準報酬月額表	283
・雇用保険料率表（平成29年4月1日以後）	283
・年齢早見表（適用年齢簡易判定付）[平成31年・令和元年用]	284

改正

国税通則

法人税

所得税

消費税

相続贈与税

その他の国税

地方税関係

源泉税額表

社会保険料

凡 例

通 法	……国税通則法	消 令	……消費税法施行令
通 令	……国税通則法施行令	消 規	……消費税法施行規則
法 法	……法人税法	消基通	……消費税法基本通達
法 令	……法人税法施行令	措 法	……租税特別措置法
法 規	……法人税法施行規則	措 令	……租税特別措置法施行令
法基通	……法人税法基本通達	措 通	……租税特別措置法関係通達
所 法	……所得税法	地方法	……地方税法
所 令	……所得税法施行令	印 法	……印紙税法
所 規	……所得税法施行規則	登免法	……登録免許税法
所基通	……所得税基本通達	徴 法	……国税徴収法
相 法	……相続税法	地 法	……地方税法
相 令	……相続税法施行令	地 令	……地方税法施行令
相 規	……相続税法施行規則	国 外	……内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等
相基通	……相続税法基本通達	送金法	に係る調書の提出等に関する法律
財基通	……財産評価基本通達	耐 令	……減価償却資産の耐用年数等に関する省令
消 法	……消費税法	耐 通	……耐用年数の適用等に関する取扱通達

令和元年度税制改正の主要なポイント

国 税 関 係

■法人税（法人税法／租税特別措置法）関係

項 目	改 正 の 内 容		
○イノベーション促進のための研究開発税制の見直し （措法42の4） ▶平31.4.1以後開始する各事業年度において適用	1. 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除割合を次のとおり見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が当期の法人税額の40%（改正前：25%）に引き上げられました。 （改正前）		
	増減割合	税額控除割合	限度割合
	5%超	$9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$	上限10% (平31.3.31までの開始事業年度は、14%)
	5%以下	$9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$	下限6%
	（改正後）		
	増減割合	税額控除割合	限度割合
	8%超	$9.9\% + (\text{増減割合} - 8\%) \times 0.3$	上限10% (令3.3.31までの開始事業年度は、14%)
	8%以下	$9.9\% - (8\% - \text{増減割合}) \times 0.175$	下限6%
	※上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において純損失等の金額があるもの（大法人の子会社等を除きます。）をいいます。		
	2. 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例について、次のとおり改組され、その適用期限が2年延長されました。		
(1) 1. の試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除税額の上限（当期の法人税額の25%又は40%）に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合（10%を上限とする。）を乗じて計算した金額が上乗せされます（従前と同じ。）。			
控除税額の上限の上乗せ特例			
$\text{法人税額の25\%} + \text{法人税額} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2 \quad (\text{上限10\%})$ （一定のベンチャー企業は40%）			
(2) 1. の試験研究費の総額に係る税額控除制度における税額控除割合が、1. により算出した割合に、その算出した率に控除割合増率（試験研究費割合から10%を控除した割合に0.5を乗じた割合（10%が上限）をいいます。）を乗じて計算した割合を加算した割合とされました（小数点以下3位未満の端数は切捨て）。			
税額控除割合の加算特例			
$1. \text{の税額控除割合(A)} + (A) \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 \quad (\text{上限10\%})$			
(3) 上記の改正に伴い、平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費に係る税額控除制度（高水準型）は、平成31年3月31日までに開始する事業年度までで廃止されました。			

○中小企業技術
基盤強化税制
の見直し

3. 中小企業技術基盤強化税制について、「増減試験研究費割合が5%を超える場合の措置」が、「増減試験研究費割合が8%を超える場合の措置」に見直された上、その適用期限が2年延長されました。また、上記2.(2)と同様に、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に税額控除割合を割り増す措置が講じられました。

- 税額控除限度額の計算式は以下の通りです。
試験研究費の額×税額控除割合＝税額控除限度額

(改正前)	増減割合	税額控除割合	控除税額の上限
	5%超	12% + (増減割合 - 5%) × 0.3 (上限は17%)	法人税額の35%
5%以下	12%	法人税額の25%	
(改正後)	増減割合	税額控除割合	控除税額の上限
	8%超	12% + (増減割合 - 8%) × 0.3 (上限は17%)	法人税額の35%
8%以下	12%	法人税額の25%	

○特別試験研究
費の額に係る
税額控除制度
の拡充

- 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しが行われました。
- 改正前の税額控除限度額の計算式は以下の通りです。
特別試験研究費の額×税額控除割合(20%)＝税額控除限度額
(法人税額の5%が上限)
- (1) 上記の特別試験研究費の額に、受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること等の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額が加えられました。
- (2) 特別試験研究費の対象となる国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究について、一定の特定用途医薬品等に関する試験研究が加えられました。
- (3) 研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究については、税額控除割合が25%とされました。
- (4) 控除税額の上限が法人税額の10%に引き上げられました。
- (5) 特別試験研究費のうち大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用が明確化されました。

○適用期限の延
長等
(措法42の3の
2)
(措法42の6)
(措法42の12
の4)

- 中堅、中小、小規模事業者の支援として、次のような見直しが行われました。
- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(年800万円以下の部分の所得金額に係る法人税率(本則19%)を15%とする特例)の適用期限が2年延長されました。
▶ 令3.3.31までに開始する事業年度まで適用
- (2) 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)の適用期限が2年延長されました。
▶ 令3.3.31までに機械等を取得し事業供用した場合に適用
- (3) 中小企業経営強化税制(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われた上、その適用期限が2年延長されました。
▶ 令3.3.31までに機械等を取得し事業供用した場合に適用

	構造用途	細目	耐用年数	構造用途	細目	耐用年数
(2) 建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6	特殊ドア一設備	エヤーカーテン又はドア一自動開閉設備	12
		その他のもの	15		アーケード、日よけ	主として金属製 その他のもの
	給排水、衛生、ガス設備		15	店用簡易装備	簡易なもの その他のもの	3 15
	冷房、暖房 通風ボイラー	冷暖房設備 (冷凍機の出力22KW以下)	13	可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3 15
		その他のもの	15		前掲以外	主として金属製 その他のもの
	昇降機設備	エレベーター	17			
	消火、排煙、災害報知設備及び格納式避難設備	エスカレーター	15			
		8				
	構造用途	細目	耐用年数	構造用途	細目	耐用年数
(3) 構築物	発電用	小水力発電用 (農山漁村電気導入促進法による)	30	競技場用、 運動場用、 遊園地用又は 学校用のもの	主として鉄骨造のもの	30
		その他の水力発電用 (貯水池、調整池、水路)	57		主として木造のもの	10
		汽力発電用（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他）	41		競輪場用競走路	
					コンクリート敷のもの その他のもの	15 10
	送電用	地中電線路	25	ネット設備	15	
		塔、柱、がい子、送電線、地線、添加電話線	36	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30	
	配電用	鉄塔、鉄柱	50	水泳プール	30	
		鉄筋コンクリート柱	42	その他のもの		
		木柱	15	児童用のもの		
		配電線	30	すべり台、おらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	10	
		引込線	20	その他のもの	15	
		添架電話線	30	その他のもの		
		地中電線路	25	主として木造のもの その他のもの	15 30	
	電気通信事業用のもの	通信ケーブル		舗装道路・路面	コンクリート、ブロック、れんが、石敷	15
		光ファイバー製のもの	10		アスファルト、木れんが敷	10
		その他のもの	13		ビチューマルス敷	3
		地中電線路	27		農林業用のもの	
	放送・無線通信用	その他の線路設備	21	主としてコンクリート造、れんが造、石造、又はブロック造のもの		
		鉄塔、鉄柱		果樹又はホップ棚	14	
		円筒空中線式	30	その他のもの	17	
		その他のもの	40	主として金属造のもの	14	
		鉄筋コンクリート柱	42	主として木造のもの	5	
	広告用	木塔・木柱	10	土管を主としたもの	10	
		アンテナ、接地線及び放送用配線	10	その他のもの	8	
		金属造のもの	20	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		
	緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7	水道用ダム	80	
		その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	20	トンネル	75	
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	スタンド		橋	60		
	主として鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	45	岸壁、さん橋、防壁、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう、用水用ダム 乾ドック	50 45		

■主な特別償却制度

特別償却の名称	適用要件・対象資産等					
<p>1. エネルギー環境負荷低減推進設備等 (旧措法42の5、10の2、旧措令27の5) (平30.4.1以後廃止)</p>	<p>青色申告法人が新品のエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得等して、その取得等の日から1年以内に事業供用した場合。なお、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。税額控除（P.101 5.参考）との選択適用</p> <table border="1" data-bbox="277 272 994 379"> <tr> <td data-bbox="277 272 501 320">特別償却限度額</td> <td data-bbox="501 272 994 320">$(\text{取得価額}) \times \frac{30}{100}$</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 320 501 379">適用期限等</td> <td data-bbox="501 320 994 379">平23.6.30～平30.3.31に取得等、その取得等の日から1年以内に事業供用</td> </tr> </table>		特別償却限度額	$(\text{取得価額}) \times \frac{30}{100}$	適用期限等	平23.6.30～平30.3.31に取得等、その取得等の日から1年以内に事業供用
特別償却限度額	$(\text{取得価額}) \times \frac{30}{100}$					
適用期限等	平23.6.30～平30.3.31に取得等、その取得等の日から1年以内に事業供用					
<p>2. 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却 (措法42の6、68の11、10の3、措令27の6) ※税額控除と選択適用 (P.101 6.参考) ※P.103の適用除外事業者参照</p>	<p>青色申告書を提出する中小企業者又は農業協同組合等が新品の特定機械装置等を取得し、製造業・建設業等一定の事業の用に供したとき。 (1)機械装置（取得価額160万円以上） (2)工具（測定工具及び検査工具、試験又は測定工具（1台120万円以上、又は1台30万円以上かつ年度合計120万円以上） (3)一定のソフトウェア（70万円以上又は年度合計70万円以上） (4)貨物運送用3.5トン以上の普通貨物自動車 (5)一定の内航海運業用船舶</p> <table border="1" data-bbox="277 644 994 783"> <tr> <td data-bbox="277 644 501 751">特別償却限度額</td> <td data-bbox="501 644 994 751">取得価額（特定機械装置等の取得分）は、 $(\text{取得価額} \times \frac{30}{100})$ ※海上運送用船舶については取得価額 $\times \frac{75}{100}$</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 751 501 783">適用期限等</td> <td data-bbox="501 751 994 783">平29.4.1～令3.3.31取得、事業供用</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員1,000人以下の中小企業者等が令2.3.31までの間に取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合には、全額（年間限度額300万円）を即時償却できます。(措法67の5、P.50参考)</p>		特別償却限度額	取得価額（特定機械装置等の取得分）は、 $(\text{取得価額} \times \frac{30}{100})$ ※海上運送用船舶については取得価額 $\times \frac{75}{100}$	適用期限等	平29.4.1～令3.3.31取得、事業供用
特別償却限度額	取得価額（特定機械装置等の取得分）は、 $(\text{取得価額} \times \frac{30}{100})$ ※海上運送用船舶については取得価額 $\times \frac{75}{100}$					
適用期限等	平29.4.1～令3.3.31取得、事業供用					
<p>3. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却 (措法42の12の4、68の15の5、10の5の3、) ※税額控除との選択適用 (P.101 8.参照) ※P.103の適用除外事業者参照</p>	<p>青色申告中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアのうち、特定経営力向上設備等（経営力向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のもの）を国内で法人の指定事業の用に供した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の「経営力向上設備等」とは、中小企業等経営強化法に規定する次の設備をいい、「特定経営力向上設備等」とは、経営力向上設備等のうち経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営力向上計画に記載されたものをいいます。 <table border="1" data-bbox="277 1166 994 1541"> <tr> <td data-bbox="277 1166 389 1422">生産性向上設備 (A類型)</td> <td data-bbox="389 1166 994 1422"> <p>次の2要件を満たす機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備及び設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するソフトウェアをいいます。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは、次の(i)の要件を満たすものとします。</p> <p>(i) 販売が開始されてから、機械装置は10年以内、工具は5年以内、器具備品は6年以内、建物附属設備は14年以内、ソフトウェアは5年以内のものであること。</p> <p>(ii) 旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均1%以上向上するものであること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1422 389 1541">収益力強化設備 (B類型)</td> <td data-bbox="389 1422 994 1541">その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいいます。</td> </tr> </table>		生産性向上設備 (A類型)	<p>次の2要件を満たす機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備及び設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するソフトウェアをいいます。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは、次の(i)の要件を満たすものとします。</p> <p>(i) 販売が開始されてから、機械装置は10年以内、工具は5年以内、器具備品は6年以内、建物附属設備は14年以内、ソフトウェアは5年以内のものであること。</p> <p>(ii) 旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均1%以上向上するものであること。</p>	収益力強化設備 (B類型)	その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいいます。
生産性向上設備 (A類型)	<p>次の2要件を満たす機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備及び設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するソフトウェアをいいます。ただし、ソフトウェア及び旧モデルがないものは、次の(i)の要件を満たすものとします。</p> <p>(i) 販売が開始されてから、機械装置は10年以内、工具は5年以内、器具備品は6年以内、建物附属設備は14年以内、ソフトウェアは5年以内のものであること。</p> <p>(ii) 旧モデル比で経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均1%以上向上するものであること。</p>					
収益力強化設備 (B類型)	その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアをいいます。					

所得 税

所得 税の主な申請・届出等

申請等の内容	提出書類等	提出期限	根拠法令
□確定申告関係	○死亡の場合に相続人が行う確定申告書（準確定申告書）又は純損失の繰戻しによる還付請求書	死亡の日から4か月以内	所法124、125、141
	○申告義務のある者の還付申告期限	翌年1月1日～3月15日	所法120⑧
	○年の中途において出国する場合の確定申告書、還付等を受けるための申告書・確定損失申告書	出国の時まで	所法127
	○確定申告書、確定損失申告書 ○純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書	翌年3月15日	所法120、123 所法140
	○修正申告書	随時	通法19①
□予定納税関係	○6月30日の現況による所得税の予定納税額の減額申請書	7月15日	所法111①、112
	○10月31日の現況による所得税の予定納税額の減額申請書	11月15日	所法111②、112
□青色申告関係	○青色申告承認申請書に関する届出書 ○現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書 ○現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書	3月15日	所法144、166 所令197① 所令197②
	○再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書	1月31日	所令195② (所規39の2)
	○所得税の (棚卸資産の評価方法 減価償却資産償却方法) の変更承認申請書 ○所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請書	3月15日	所令101②、124② 所令107②
	○青色専従者給与に関する届出書	3月15日	所法57
	○源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	随時	所法216、217
	○所得税の (棚卸資産の評価方法 減価償却資産償却方法) の届出書 ○所得税の有価証券の評価方法の届出書 ○所得税の増加償却の届出書 ○所得税の青色申告の取りやめ届出書	翌年3月15日 ※減価償却資産の償却方法の届出については、特例があります。	所令100② 所令123② 所令106② 所令133 所法151

令和元年分の所得控除一覧表

[留意事項] 各控除における*印については、電子申告時には、その添付の省略が可能です。

項 目	説 明
<p>1. 雑損控除 (所法72)</p> <p>(所法70)</p>	<p>□対象となる損失の範囲 災害又は盗難若しくは横領により住宅家財等(本人又は生計一親族(合計所得金額38万円以下→令和2年分以後48万円以下)が所有するもの)に損害を受けた場合の損失をいいます。したがって、詐欺、強迫、紛失等による損失や書画骨とう・貴金属など(1個又は1組30万円超のもの)、別荘等の生活に通常必要でない資産の損失は対象になりません。</p> <p>⇒・災害→被災証明、・盗難→盗難証明、・横領→告発書写し等を添付 ⇒事業用資産の損失→必要経費</p> <p>(1) 災害関連支出\square5万円以下……</p> $\left\{ \begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{〔災害・盗難等 保険金等で補て} \\ \text{による損失} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{んされた金額} \\ \text{〔A+B]} \end{array} \right\} - (\text{総所得金額等} \times 10\%)$ <p>(2) 災害関連支出5万円超……</p> $\left. \begin{array}{l} \text{〔A+B]} - \text{〔A+5万円]} \\ \text{(総所得金額等} \times 10\%) \end{array} \right\} \text{いずれか低い金額}$ <p>(3) 災害関連支出だけのとき……</p> $\left. \begin{array}{l} \text{〔B]} - \text{5万円} \\ \text{(総所得金額等} \times 10\%) \end{array} \right\} \text{いずれか低い金額}$ <p>※<u>総所得金額等</u>……合計所得金額に純損失・雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用して計算した金額(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合は、その適用後の金額)をいいます。</p> <p>(注) 確定申告書の所要欄に記載し、計算の基礎となる金額、災害に関連してやむを得ず支出する費用を証する書類添付が必要です。</p>
<p>2. 医療費控除 (所法73)</p> <p>・医療費控除の特例 (措法41の17の2、措令26の27の2)</p>	<p>$\left(\begin{array}{l} \text{支払った医 保険金等で補て} \\ \text{療費の額} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{10万円} \\ \text{んされる金額} \end{array} \right) - \text{総所得金額等} \times 5\% \text{ } \left. \vphantom{\left(\begin{array}{l} \text{支払った医} \\ \text{療費の額} \end{array} \right)} \right\} \text{いずれか少ない方}$ <p>(注) ただし、最高200万円・医療費控除の明細書等の添付*が必要です。</p> <p>平成29年分から特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その居住者が医師の関与がある、①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診査、④健康診査、⑤がん検診を行っているときは、その者の選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除きます。)の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(8万8千円を限度)を、その居住者のその年分の総所得金額等から控除できます。</p> <p>(注) この特例の適用を受ける場合には、従前の医療費控除の適用を受けることはできません。</p> </p>

■税額控除一覧表

項目	説明																																		
1. 配当控除 (所法92、措 法9) (配当控除額)	剰余金の配当などの配当所得があるときには、配当控除が受けられます(確定申告で総合課税の適用を受けた配当所得に限ります)。 ※次の配当などは配当控除の対象になりません。 ①外国法人から受ける配当 ②基金利息 ③私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等 ④国外私募公社債等運用投資信託等の配当等 ⑤外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等 ⑥特定外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当等 ⑦適格機関投資家私募による投資信託から支払を受けるべき配当等 ⑧特定目的信託から支払を受けるべき配当等 ⑨特定目的会社から支払を受けるべき配当等 ⑩投資法人から支払を受けるべき配当等 ⑪申告分離課税を選択した上場株式等の配当等 ⑫確定申告不要制度を選択したもの ・課税総所得金額等 ^{*1} が1千万円以下の場合…(A)×控除率 ・課税総所得金額等 ^{*1} が1千万円超の場合…(A)×控除率+(B)×控除率																																		
表内の()内は指定都市に住所を有する者の平成30年度分以後の個人住民税	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配当所得の内容</th> <th colspan="3">配当所得の金額 (A) 1千万円以下の部分</th> <th colspan="3">(B) 1千万円超の部分</th> </tr> <tr> <th>所得税</th> <th>道府県民税</th> <th>市町村民税</th> <th>所得税</th> <th>道府県民税</th> <th>市町村民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>剰余金・利益の配当等、特定株式投資信託の収益の分配</td> <td>10.0%</td> <td>1.2% (0.56%)</td> <td>1.6% (2.24%)</td> <td>5.0%</td> <td>0.6% (0.28%)</td> <td>0.8% (1.12%)</td> </tr> <tr> <td>一般外貨建等証券投資信託^{*2}以外の証券投資信託の収益分配</td> <td>5.0%</td> <td>0.6% (0.28%)</td> <td>0.8% (1.12%)</td> <td>2.5%</td> <td>0.3% (0.14%)</td> <td>0.4% (0.56%)</td> </tr> <tr> <td>一般外貨建等証券投資信託の収益分配</td> <td>2.5%</td> <td>0.3% (0.14%)</td> <td>0.4% (0.56%)</td> <td>1.25%</td> <td>0.15% (0.07%)</td> <td>0.2% (0.28%)</td> </tr> </tbody> </table>	配当所得の内容	配当所得の金額 (A) 1千万円以下の部分			(B) 1千万円超の部分			所得税	道府県民税	市町村民税	所得税	道府県民税	市町村民税	剰余金・利益の配当等、特定株式投資信託の収益の分配	10.0%	1.2% (0.56%)	1.6% (2.24%)	5.0%	0.6% (0.28%)	0.8% (1.12%)	一般外貨建等証券投資信託 ^{*2} 以外の証券投資信託の収益分配	5.0%	0.6% (0.28%)	0.8% (1.12%)	2.5%	0.3% (0.14%)	0.4% (0.56%)	一般外貨建等証券投資信託の収益分配	2.5%	0.3% (0.14%)	0.4% (0.56%)	1.25%	0.15% (0.07%)	0.2% (0.28%)
	配当所得の内容		配当所得の金額 (A) 1千万円以下の部分			(B) 1千万円超の部分																													
		所得税	道府県民税	市町村民税	所得税	道府県民税	市町村民税																												
	剰余金・利益の配当等、特定株式投資信託の収益の分配	10.0%	1.2% (0.56%)	1.6% (2.24%)	5.0%	0.6% (0.28%)	0.8% (1.12%)																												
一般外貨建等証券投資信託 ^{*2} 以外の証券投資信託の収益分配	5.0%	0.6% (0.28%)	0.8% (1.12%)	2.5%	0.3% (0.14%)	0.4% (0.56%)																													
一般外貨建等証券投資信託の収益分配	2.5%	0.3% (0.14%)	0.4% (0.56%)	1.25%	0.15% (0.07%)	0.2% (0.28%)																													
※1 課税総所得金額等とは、課税総所得金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。 ※2 一般外貨建等証券投資信託とは、特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託(①～⑫のものなどを除きます)をいいます。																																			
2. 外国税額控除 (所法95、所 令221～226)	[所得税] (1) その年の所得税額のうち、国外に源泉のある所得に対応する額を限度とします。(復興特別所得税に関しても同様です) (2) 繰越控除限度額及び繰越外国税額の繰越期間は3年です。 (3) 外国税額控除を受けないで、事業所得の計算上必要経費に算入することもできます。 [住民税(道府県民税・市町村民税)] 所得税額及び復興特別所得税額から控除されなかった額について、所得税の外国税額控除限度額に、道府県民税12%(6%)と市町村民税18%(24%)をそれぞれ乗じて得た額を限度として控除します。																																		
※ ()内は指定都市に住所を有する者の平成30年度分以後の個人住民税																																			

■ 軽減税率制度（令和元年10月1日から実施）

項目	説明			
1. 税率	令和元年10月1日からの消費税等の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となります。			
		～令1.9.30	令1.10.1～	
			軽減税率	標準税率
	消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
	地方消費税率	1.7%	1.76%	2.2%
合計	8.0%	8.0%	10.0%	

2. 経過措置

令和元年10月1日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、令和元年10月1日以後に行われるものは、次の経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

なお、経過措置の各規定により、旧税率（8%）が適用される令和元年10月1日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

内容	適用関係		
① 旅客運賃等 令和元年10月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日から令和元年9月30日までの間に領収しているもの	平26.4.1	令1.10.1	対価受領 入場等
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、令和元年10月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの			継続供給 権利確定 令1.10.31
③ 請負工事等 平成25年10月1日から平成31年4月1日の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、令和元年10月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	平25.10.1	平31.4.1	契約 譲渡等
④ 資産の貸付け 平成25年10月1日から平成31年4月1日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、令和元年10月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、令和元年10月1日以後に行う当該資産の貸付け			契約 貸付け
⑤ 指定役務の提供 平成25年10月1日から平成31年4月1日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供※に係るものをいいます。）に基づき、令和元年10月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供			契約 指定役務

■自動車関係税（主なもの）

項目	説明																																																																																																																											
1. 自動車重量税 （令和元年5月1日から令和2年4月30日に適用）	(1) 税率 ① 検査対象自動車 （単位：円）																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種類</th> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">車検期間</th> <th colspan="3">新規登録時</th> <th colspan="3">継続検査時</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">本則※1 税率</th> <th colspan="2">エコカー外</th> <th rowspan="2">エコ※2 税率1</th> <th colspan="2">エコカー外 ※3</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">乗用車 (車両総重量0.5tごと)</td> <td>3年</td> <td>7,500</td> <td>12,300</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>5,000</td> <td>8,200</td> <td>—</td> <td>5,000</td> <td>8,200</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>2,500</td> <td>—</td> <td>2,600</td> <td>2,500</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8t未満トラック (車両総重量1tごと)</td> <td>2年</td> <td>5,000 ※4</td> <td>6,600</td> <td>5,200</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,500</td> <td>3,300</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・8t以上のトラック (車両総重量1tごと)</td> <td>1年</td> <td>2,500 ※4</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> <td>2,500</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特種用途車 (車両総重量1tごと)</td> <td>2年</td> <td>5,000 ※4</td> <td>8,200</td> <td>5,200</td> <td>5,000</td> <td>8,200</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>2,500 ※4</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> <td>2,500</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小型二輪車</td> <td>3年</td> <td>—</td> <td>5,700</td> <td>4,500</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>—</td> <td>3,800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3,800</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,900</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">検査対象軽自動車 (二輪を除く)</td> <td>3年</td> <td>7,500</td> <td>9,900</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>5,000</td> <td>6,600</td> <td>5,200</td> <td>5,000</td> <td>6,600</td> <td>5,200</td> </tr> </tbody> </table>	種類	区分	車検期間	新規登録時			継続検査時			本則※1 税率	エコカー外		エコ※2 税率1	エコカー外 ※3		自家用	事業用	自家用	事業用	乗用車 (車両総重量0.5tごと)	3年	7,500	12,300	—	—	—	—	2年	5,000	8,200	—	5,000	8,200	—	1年	2,500	—	2,600	2,500	4,100	2,600	8t未満トラック (車両総重量1tごと)	2年	5,000 ※4	6,600	5,200	—	—	—	1年	—	—	—	2,500	3,300	2,600	バス・8t以上のトラック (車両総重量1tごと)	1年	2,500 ※4	4,100	2,600	2,500	4,100	2,600	—	—	—	—	—	—	—	特種用途車 (車両総重量1tごと)	2年	5,000 ※4	8,200	5,200	5,000	8,200	5,200	1年	2,500 ※4	4,100	2,600	2,500	4,100	2,600	小型二輪車	3年	—	5,700	4,500	—	—	—	2年	—	3,800	—	—	3,800	3,000	1年	—	—	—	—	1,900	—	検査対象軽自動車 (二輪を除く)	3年	7,500	9,900	—	—	—	—	2年	5,000	6,600	5,200	5,000	6,600	5,200
	種類				区分	車検期間	新規登録時			継続検査時																																																																																																																		
							本則※1 税率	エコカー外		エコ※2 税率1	エコカー外 ※3																																																																																																																	
		自家用	事業用	自家用				事業用																																																																																																																				
	乗用車 (車両総重量0.5tごと)	3年	7,500	12,300	—	—	—	—																																																																																																																				
		2年	5,000	8,200	—	5,000	8,200	—																																																																																																																				
		1年	2,500	—	2,600	2,500	4,100	2,600																																																																																																																				
	8t未満トラック (車両総重量1tごと)	2年	5,000 ※4	6,600	5,200	—	—	—																																																																																																																				
		1年	—	—	—	2,500	3,300	2,600																																																																																																																				
バス・8t以上のトラック (車両総重量1tごと)	1年	2,500 ※4	4,100	2,600	2,500	4,100	2,600																																																																																																																					
	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																					
特種用途車 (車両総重量1tごと)	2年	5,000 ※4	8,200	5,200	5,000	8,200	5,200																																																																																																																					
	1年	2,500 ※4	4,100	2,600	2,500	4,100	2,600																																																																																																																					
小型二輪車	3年	—	5,700	4,500	—	—	—																																																																																																																					
	2年	—	3,800	—	—	3,800	3,000																																																																																																																					
	1年	—	—	—	—	1,900	—																																																																																																																					
検査対象軽自動車 (二輪を除く)	3年	7,500	9,900	—	—	—	—																																																																																																																					
	2年	5,000	6,600	5,200	5,000	6,600	5,200																																																																																																																					
※1 一定の要件を満たすものについては、エコカー減税が適用されます。（P.272の5.参照） ※2 一定の要件を満たすものについては、免税されます。 ※3 一定の年数を経過したものについては、重課されます。 ※4 車両総重量2.5t以下のものに限ります。 ※5 国土交通省では、車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額を照会することができます。 https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/																																																																																																																												
② 検査対象外軽自動車 （2回目以降「自動車重量税用軽自動車届出済証返納証明書」提出の場合は非課税）																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>二輪自家用</th> <th>二輪事業用</th> <th>その他自家用</th> <th>その他事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,900円</td> <td>4,100円</td> <td>9,900円</td> <td>7,800円</td> </tr> </tbody> </table>	二輪自家用	二輪事業用	その他自家用	その他事業用	4,900円	4,100円	9,900円	7,800円																																																																																																																				
二輪自家用	二輪事業用	その他自家用	その他事業用																																																																																																																									
4,900円	4,100円	9,900円	7,800円																																																																																																																									
(2) 納税義務者と納付方法																																																																																																																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>納税義務者</td> <td>自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者</td> </tr> <tr> <td>納税方法</td> <td>自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時までに、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書にはり付けて納付</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者	自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者	納税方法	自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時までに、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書にはり付けて納付																																																																																																																								
納税義務者	自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者																																																																																																																											
納税方法	自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時までに、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書にはり付けて納付																																																																																																																											
(3) 非課税自動車 大型特殊自動車、車両番号指定を受けたことがある届出軽自動車、臨時検査の結果、返付を受ける自動車検査証の有効期間の満了の日が従前の有効期間の満了の日以前とされることとなる自動車																																																																																																																												
2. 自動車取得税 （平成31年4月1日から令和元年9月30日まで適用） ※環境性能割についてはP.272の7.参照	(1) 税率（本則）																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自家用車</th> <th>営業用車・軽自動車</th> <th>中古車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>	自家用車	営業用車・軽自動車	中古車	3%	2%	3%																																																																																																																					
自家用車	営業用車・軽自動車	中古車																																																																																																																										
3%	2%	3%																																																																																																																										
(2) 税額 取得価額×税率 （注）中古車の場合、（課税標準基準額×残価率）×税率																																																																																																																												

給与所得の源泉徴収税額表（月額表） 抜粋

令和2年分

(三)

その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額		甲 扶養親族等の数					乙 税額
		0人	1人	2人	3人	4人	
		税 額					
以上	未満	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570	50,900
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670	52,100
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790	52,900
299,000	302,000	8,420	6,740	5,130	3,510	1,890	53,700
302,000	305,000	8,670	6,860	5,250	3,630	2,010	54,500
305,000	308,000	8,910	6,980	5,370	3,760	2,130	55,200
308,000	311,000	9,160	7,110	5,490	3,880	2,260	56,100
311,000	314,000	9,400	7,230	5,620	4,000	2,380	56,900
314,000	317,000	9,650	7,350	5,740	4,120	2,500	57,800
317,000	320,000	9,890	7,470	5,860	4,250	2,620	58,800
320,000	323,000	10,140	7,600	5,980	4,370	2,750	59,800
323,000	326,000	10,380	7,720	6,110	4,490	2,870	60,900
326,000	329,000	10,630	7,840	6,230	4,610	2,990	61,900
329,000	332,000	10,870	7,960	6,350	4,740	3,110	62,900
332,000	335,000	11,120	8,090	6,470	4,860	3,240	63,900
335,000	338,000	11,360	8,210	6,600	4,980	3,360	64,900
338,000	341,000	11,610	8,370	6,720	5,110	3,480	66,000
341,000	344,000	11,850	8,620	6,840	5,230	3,600	67,000
344,000	347,000	12,100	8,860	6,960	5,350	3,730	68,000
347,000	350,000	12,340	9,110	7,090	5,470	3,850	69,000
350,000	353,000	12,590	9,350	7,210	5,600	3,970	70,000
353,000	356,000	12,830	9,600	7,330	5,720	4,090	71,100
356,000	359,000	13,080	9,840	7,450	5,840	4,220	72,100
359,000	362,000	13,320	10,090	7,580	5,960	4,340	73,100
362,000	365,000	13,570	10,330	7,700	6,090	4,460	74,200
365,000	368,000	13,810	10,580	7,820	6,210	4,580	75,200
368,000	371,000	14,060	10,820	7,940	6,330	4,710	76,200
371,000	374,000	14,300	11,070	8,070	6,450	4,830	77,100
374,000	377,000	14,550	11,310	8,190	6,580	4,950	78,100
377,000	380,000	14,790	11,560	8,320	6,700	5,070	79,000
380,000	383,000	15,040	11,800	8,570	6,820	5,200	79,900
383,000	386,000	15,280	12,050	8,810	6,940	5,320	81,400
386,000	389,000	15,530	12,290	9,060	7,070	5,440	83,100
389,000	392,000	15,770	12,540	9,300	7,190	5,560	84,700
392,000	395,000	16,020	12,780	9,550	7,310	5,690	86,500
395,000	398,000	16,260	13,030	9,790	7,430	5,810	88,200
398,000	401,000	16,510	13,270	10,040	7,560	5,930	89,800
401,000	404,000	16,750	13,520	10,280	7,680	6,050	91,600
404,000	407,000	17,000	13,760	10,530	7,800	6,180	93,300
407,000	410,000	17,240	14,010	10,770	7,920	6,300	95,000
410,000	413,000	17,490	14,250	11,020	8,050	6,420	96,700
413,000	416,000	17,730	14,500	11,260	8,170	6,540	98,300
416,000	419,000	17,980	14,740	11,510	8,290	6,670	100,100
419,000	422,000	18,220	14,990	11,750	8,530	6,790	101,800
422,000	425,000	18,470	15,230	12,000	8,770	6,910	103,400
425,000	428,000	18,710	15,480	12,240	9,020	7,030	105,200
428,000	431,000	18,960	15,720	12,490	9,260	7,160	106,900
431,000	434,000	19,210	15,970	12,730	9,510	7,280	108,500
434,000	437,000	19,450	16,210	12,980	9,750	7,400	110,300
437,000	440,000	19,700	16,460	13,220	10,000	7,520	112,000

(四)

その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額		甲 扶養親族等の数					乙 税額
		0人	1人	2人	3人	4人	
		税 額					
以上	未満	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	20,090	16,700	13,470	10,240	7,650	113,600
443,000	446,000	20,580	16,950	13,710	10,490	7,770	115,400
446,000	449,000	21,070	17,190	13,960	10,730	7,890	117,100
449,000	452,000	21,560	17,440	14,200	10,980	8,010	118,700
452,000	455,000	22,050	17,680	14,450	11,220	8,140	120,500
455,000	458,000	22,540	17,930	14,690	11,470	8,260	122,200
458,000	461,000	23,030	18,170	14,940	11,710	8,470	123,800
461,000	464,000	23,520	18,420	15,180	11,960	8,720	125,600
464,000	467,000	24,010	18,660	15,430	12,200	8,960	127,300
467,000	470,000	24,500	18,910	15,670	12,450	9,210	129,000
470,000	473,000	24,990	19,150	15,920	12,690	9,450	130,700
473,000	476,000	25,480	19,400	16,160	12,940	9,700	132,300
476,000	479,000	25,970	19,640	16,410	13,180	9,940	134,000
479,000	482,000	26,460	20,000	16,650	13,430	10,190	135,600
482,000	485,000	26,950	20,490	16,900	13,670	10,430	137,200
485,000	488,000	27,440	20,980	17,140	13,920	10,680	138,800
488,000	491,000	27,930	21,470	17,390	14,160	10,920	140,400
491,000	494,000	28,420	21,960	17,630	14,410	11,170	142,000
494,000	497,000	28,910	22,450	17,880	14,650	11,410	143,700
497,000	500,000	29,400	22,940	18,120	14,900	11,660	145,200
500,000	503,000	29,890	23,430	18,370	15,140	11,900	146,800
503,000	506,000	30,380	23,920	18,610	15,390	12,150	148,500
506,000	509,000	30,880	24,410	18,860	15,630	12,390	150,100
509,000	512,000	31,370	24,900	19,100	15,880	12,640	151,600
512,000	515,000	31,860	25,390	19,350	16,120	12,890	153,300
515,000	518,000	32,350	25,880	19,590	16,370	13,130	154,900
518,000	521,000	32,840	26,370	19,900	16,610	13,380	156,500
521,000	524,000	33,330	26,860	20,390	16,860	13,620	158,100
524,000	527,000	33,820	27,350	20,880	17,100	13,870	159,600
527,000	530,000	34,310	27,840	21,370	17,350	14,110	161,000
530,000	533,000	34,800	28,330	21,860	17,590	14,360	162,500
533,000	536,000	35,290	28,820	22,350	17,840	14,600	164,000
536,000	539,000	35,780	29,310	22,840	18,080	14,850	165,400
539,000	542,000	36,270	29,800	23,330	18,330	15,090	166,900
542,000	545,000	36,760	30,290	23,820	18,570	15,340	168,400
545,000	548,000	37,250	30,780	24,310	18,820	15,580	169,900
548,000	551,000	37,740	31,270	24,800	19,060	15,830	171,300
551,000	554,000	38,280	31,810	25,340	19,330	16,100	172,800
554,000	557,000	38,830	32,370	25,890	19,600	16,380	174,300
557,000	560,000	39,380	32,920	26,440	19,980	16,650	175,700
560,000	563,000	39,930	33,470	27,000	20,530	16,930	177,200
563,000	566,000	40,480	34,020	27,550	21,080	17,200	178,700
566,000	569,000	41,030	34,570	28,100	21,630	17,480	180,100
569,000	572,000	41,590	35,120	28,650	22,190	17,760	181,600
572,000	575,000	42,140	35,670	29,200	22,740	18,030	183,100
575,000	578,000	42,690	36,230	29,750	23,290	18,310	184,600
578,000	581,000	43,240	36,780	30,300	23,840	18,580	186,000
581,000	584,000	43,790	37,330	30,850	24,390	18,860	187,500
584,000	587,000	44,340	37,880	31,410	24,940	19,130	189,000
587,000	590,000	44,890	38,430	31,960	25,490	19,410	190,400

給与所得の源泉徴収税額表（月額表） 抜粋

令和2年分

(七)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲					乙
	扶養親族等の数					
	0人	1人	2人	3人	4人	
以上 未満	税 額					税額
3,500,000円	円	円	円	円	円	651,900円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,700,000円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額
3,500,000円を超える金額	1,125,620	1,119,150	1,112,680	1,106,210	1,099,750	3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,500,000円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額

※この表における用語については、次に定めるところによります。

- (一)「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。
- (二)「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

※扶養親族等の数の求め方については、P.281を参照してください。

〔別表第四〕賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 抜粋

令和2年分

賞与の金額に乘すべき率	甲										乙	
	扶養親族等※の数											
	0人		1人		2人		3人		4人		前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満		
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満		210千円未満			
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295	210	300		
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345	300	378		
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398	378	424		
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417	424	444		
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445	444	470	222千円未満	
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477	470	503		
14.294	395	426	422	455	450	484	477	510	503	534		
16.336	426	520	455	520	484	520	510	544	534	570		
18.378	520	601	520	617	520	632	544	647	570	662		
20.420	601	678	617	699	632	721	647	745	662	768	222	293
22.462	678	708	699	733	721	757	745	782	768	806		
24.504	708	745	733	771	757	797	782	823	806	849		
26.546	745	788	771	814	797	841	823	868	849	896		
28.588	788	846	814	874	841	902	868	931	896	959		
30.630	846	914	874	944	902	975	931	1,005	959	1,036	293	524
32.672	914	1,312	944	1,336	975	1,360	1,005	1,385	1,036	1,409		
35.735	1,312	1,521	1,336	1,526	1,360	1,526	1,385	1,538	1,409	1,555		
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693	1,555	2,716	524	1,118
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590	2,716	3,622		
45.945	3,495千円以上		3,527千円以上		3,559千円以上		3,590千円以上		3,622千円以上		1,118千円以上	

※この表における用語については、次に定めるところによります。

- (一)「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。
- (二)「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。